

入 札 説 明 書

この入札説明書は、平成31年2月12日付け地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部十勝農業試験場公告第5号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 田中義克

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 名称 暖房用燃料（1号灯油）1リットル当たりの単価契約

イ 数量 調達予定数量 49,000リットル

(2) 契約の目的の仕様等

1号灯油（日本工業規格 JIS K 2203の規格を満たすこと。）配送料込み

(3) 契約期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。

(4) 納入場所 河西郡芽室町新生南9線2番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

農業研究本部十勝農業試験場

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格（物品の購入の資格のうち大分類：6油脂・燃料類、中分類：61暖房用燃料に該当する者に限る。）を有すること。

(2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項に定める石油販売業の届出をしていること。

(5) 北海道内に本店を有し、かつ、十勝総合振興局管内に本店、支店又は営業所を有すること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)、(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成31年2月12日から平成31年2月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

なお、当該申請書類は 10 の(5)に定める契約担当組織に電話で申し出る

ことにより、送付によって提出することができる。ただし、送付により申請書を提出する場合は、平成31年2月25日午後5時00分までに4の(1)のウに定める申請書類の提出先に到着したものを有効とする。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 082-0081 河西郡芽室町新生南9線2番地
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
農業研究本部十勝農業試験場総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
農業研究本部十勝農業試験場総務課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 河西郡芽室町新生南9線2番地
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
農業研究本部十勝農業試験場2階大会議室

(2) 入札日時 平成31年3月13日(水) 午前11時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金
契約保証金は、免除する。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 無効入札

開札の時に於いて、3に規定する資格を有しない者のした入札、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定の方法

取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額に加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

イ 消費税法（昭和63年法律第108号）の改正に伴い 消費税等の税率の改正が平成31年10月1日から施行され改正後の税率が適用されることから、施行日以後の契約金額等や消費税等の税率について契約変更を行う。

なお、この契約は施行日以後に引渡しされた暖房用燃料（1号灯油）に対する代金の支払から新税率が適用となる。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部十勝農業試験場総務課

イ 所在地 河西郡芽室町新生南9線2番地

ウ 電話番号 0155-62-2431

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 入札執行の公表

この入札の執行は、公表する。

(13) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(14) 入札書に記載する金額は、1リットル当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）の位まで記載することができる。

(15) 契約単価の変更については、別紙「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上で「契約単価の変更に関する特約事項に係る誓約書」に記名押印し入札参加資格審査申請書に添付し申請を行うこと。

(16) 別紙「契約単価の変更に関する特約事項」の第2の2に掲げる「当初月の市場価格の基準日」については平成31年3月第2週の価格調査公表時点とする。また、第2の5（1）に掲げる「当初月のCIF価格の基準日」は2019年2月分速報公表時点（2019年1月下旬及び2019年2月上・中旬）とするので、留意すること。

(17) その他

入札に参加する者は、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。